

# 境港市立第三中学校 ICT機器利用ガイドライン

## (目的)

- 1 このガイドラインは、「境港市学校における個人情報の適切な管理要領」、「境港市立小中学校のWEBページURL公開基本指針」、「境港市立小中学校のWEB上の個人情報の保護に関する取扱指針」に基づき、境港市立第三中学校（以下、本校）のICT機器を利用した教育活動を活性化し、教育効果を高め、地域に開かれた学校づくりを目的として、必要な事項を定めるものとする。また、本校の生徒及び職員や関係者の人権、個人情報を保護するとともに、著作権や工業所有権を尊重し、侵害することのないようにすることを目的とする。

## (ICT機器の利用目的)

- 2 生徒及び教職員は、以下に掲げるような事項をねらいとしてICT機器を利用することができる。
  - (1) 各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において、学習に関する情報の検索及び収集を行う。
  - (2) 教員は、教育に関わる情報について検索及び収集を行う。
  - (3) 生徒が、学習の成果等をホームページ等にまとめ、発信する。
  - (4) 教員は、教育活動に関わる研修・研究・教材作成に利用する。
  - (5) 教員は、ホームページ等を利用して、学校に関わる情報を発信及び受信する。
  - (6) 教員は電子メールを利用して学校に関わる情報を発信及び受信する。
  - (7) 国内や海外の学校、教育機関、個人等と、学習に関連する質問や交流、共同学習等を目的として、電子メールを発信及び受信する。

## (管理責任者)

- 3 管理責任者は、学校長とする。
- 4 管理責任者は、本ガイドラインの目的に基づき、以下に掲げるような事項を行う。
  - (1) 学校から発信する情報及び受信する情報に対して、個人情報の保護、プライバシーの侵害、有害情報の送受信、及び著作権の保護等に関する管理・監督をする。
  - (2) インターネット利用の意義とその危険性について、保護者会やPTA活動等を利用し、保護者への継続的な周知を行う。
  - (3) 学校が作成したホームページ等の公開について承認する。

## (情報教育担当者の設置)

- 5 学校に情報教育担当者を置く。
- 6 情報教育担当者は、管理責任者の指示により、以下に掲げるような事項を行う。
  - (1) 管理責任者に対して、必要な報告を行う。
  - (2) 学校から発信する情報及び受信する情報について監視する。
  - (3) パソコンやネットワークのセキュリティに関する監視と調査を行う。
  - (4) ホームページ等に掲載される継続的な情報について、修正・訂正すべき点を適切に処理する。
  - (5) 個人情報の漏洩、プライバシーの侵害、有害情報の送受信の防止及び知的所有権の保護に関する適切な管理をする。
  - (6) 上記に関する事項を生徒及び教職員に適切な指導を行う。

#### (情報倫理委員会の設置)

7 学校長は、インターネットの利用の適正を図るため、情報倫理委員会（校長・教頭・教務主任・情報教育担当と関係職員等が参加）を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

#### (教員・生徒の利用と利用の制限)

- 8 教員・生徒は、本利用ガイドラインを遵守するとともに、管理責任者及び情報教育担当者の指導に従い、パソコン・インターネットを利用する。
- 9 教員は、パソコン・インターネットを利用して、生徒に対して適切な指導を行わなければならない。
- (1) 生徒がインターネットを利用する際には、目的を明確にし、他人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮するなど、基本的なマナーに留意するとともに、生徒の情報モラルの涵養を図る。
- (2) 生徒が、インターネットや電子メールで発信するデータや情報は、教員の確認を経た上で外部に発信する。
- (3) 指導者は、生徒が教育上不適切な情報を閲覧しないように配慮する。万一、不適切な情報を閲覧した場合には、速やかに情報倫理委員会で協議し対策を講じる。
- 10 管理責任者は、教員・生徒が本ガイドライン、管理責任者及び情報教育担当者の指導を守らない場合には、ICT機器を利用させないことができる。
- 11 管理責任者が認めた者は、本校のICT機器を利用することができる。

#### (ホームページの作成)

- 12 インターネットに公開するホームページには、本校の公称名称を使用する。
- 13 管理責任者は、本ガイドラインに基づいた適正な発信内容であることを事前に確認する。
- 14 ホームページに掲載した内容について、本人、保護者、関係者等から内容の訂正又は削除要請、著作権侵害等の申出を受けた場合は、管理責任者の指示により速やかに発信内容を変更する。
- 15 ホームページには、意見や感想、交流を求めるために、学校代表の電子メールアドレスを掲載する。

#### (個人情報の保護)

- 16 個人情報をWEB上に発信する場合は、以下の基準を遵守しなければならない。
- (1) 生徒や職員及び関係者の個人情報である氏名、写真、作品等を発信する場合は、本人及び保護者の同意を前提とする。
- ① 氏名は、原則としてフルネームでの掲載をせず、ニックネームを使う。
- ② 教員が特定の生徒を指す場合はイニシャル(1文字)を使用する。
- ③ 価値ある作品について自らの著作権を主張する場合、組織や学校の代表として、意見を表明したり、本校主催の行事や共同学習に対する参加を呼びかけたりする場合など、氏名掲載が教育上必要と認められる場合は、情報倫理委員会を経た上で、保護者の了解を得られたものは掲載する。但し、周知の事実、本人・保護者の了解が得られたものはその限りではない。
- ④ 肖像と氏名、ニックネーム、イニシャルを一致させない。
- ⑤ 判断が難しい事例については、情報倫理委員会で検討する。
- (2) 生徒や職員及び関係者の個人情報発信は、校長が教育活動上必要であると認めた場合に限る。
- (3) 生徒の意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において発信する。

- (4) 写真・映像・音声を使う場合には、個人が特定できないような配慮をする。ただし、電子メール等で受信者が特定される場合には、教育上の必要に応じて相手を確認した上で個人写真を使用することができる。特定の学校・機関等相手のテレビ会議は、この限りではない。
- (5) 生徒や職員及び関係者の住所・電話番号・生年月日・家族構成等に関する個人情報は、発信しない。ただし、電子メール等で受信者が特定される場合には、必要に応じて氏名、年齢、趣味、特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号は発信しないものとする。

#### (著作権の保護)

- 17 本校のWEBページの著作権は、境港市立第三中学校にある。
- 18 他者の著作権に関わるものは掲載しない。
- 19 他のWEB ページや新聞、書籍などで公開されている文章・画像・音声などの利用については、作成者の許諾を得、引用、出展を明記する。(特にオープンソース以外については留意する。書籍の表紙、ブックカバー等についても著作権であるので留意する。)

#### (その他・禁止事項)

- 20 以下、その他・禁止事項を定める。
- (1) 発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に配慮しなければならない。
- (2) 非合法な情報や公序良俗に反する情報等の送受信をしてはならない。
- (3) インターネットを通して、商用その他営利活動をしてはならない。
- (4) 個人・団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信してはならない。
- (5) 有害なコンピュータプログラム等を送受信してはならない。
- (6) 法令に違反するもの、または違反する恐れがある行為をしてはならない。
- (7) 学校のWEB ページからは、原則として公的機関以外にはリンクを貼らない。
- (8) WEB ページの内容の公開期間は原則として1年とする。
- (9) 上記に定めるものの他は、別途、管理責任者が定める。

#### (本ガイドラインの変更)

- 21 本ガイドラインは、全職員で協議し、安全で効果的な発信をめざして常時検討を加える。変更を行うときは、境港市教育委員会と協議する。

#### (付記)

このガイドラインは、平成25年4月1日から施行する。